

労 健 公 告 第 1 号
令和4年2月22日

労働者健康安全機構健康保険組合
理事長 代田 雅彦

令和4年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

健康保険法第47条及び組合同規約第44条第2項の規定に基づき、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額を下記のとおり決定しましたので、公告いたします。

記

1 標準報酬月額の上限

410,000円

※ 令和3年度と同額となります。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 保険料の月額の上限

(1) 健康保険料 36,490円

(2) 介護保険料 7,134円

4 その他

(参考) 任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の平均標準報酬月額（標準報酬月額の上限）のいずれか低い額が適用されます。